

8 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱

1 趣旨

健康づくり文化創造に関する施策について、具体策の検討と取組の推進を行う機関として、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 県民会議の委員（以下「委員」という。）は、22人以内で組織する。
- (2) 委員は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）に属する者で当該団体が推薦するものとし、福祉保健部長が委嘱する。

3 任期

- (1) 委員（6(2)の専門委員を除く。以下同じ。）の任期は、3年とする。
- (2) 人事異動等構成団体内部の事情により、委員を交代しなければならない場合の当該交代後の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。

4 会長

- (1) 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 会議は、会長と協議の上、福祉保健部長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門会議

- (1) 会長は、必要な議題について、会長が指名する委員及び専門委員のみで専門会議を招集することができる。
- (2) (1)の専門委員は、専門的知識を有する等の理由により、会長が会議の運営上必要であると認める者とする。
- (3) 会長は、(1)の専門会議に専門会長を置くことができる。
- (4) (1)の招集は、会長と協議の上、福祉保健部長が行い、会長が議長となる。
- (5) 専門会議に専門会長が置かれたときは、専門会長が議長となる。
- (6) 5の(2)及び(3)の規定は、(1)の専門会議について準用する。この場合において、5の(2)及び(3)中「委員」とあるのは、「会長が指名する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

7 事務局

県民会議の事務局は、福祉保健部健康医療局健康政策課に置く。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、県民会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

(鳥取県地域・職域連携推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 鳥取県地域・職域連携推進協議会設置要綱（平成18年10月20日付福祉保健部長通知）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月12日から施行する。

別表（２関係）

区 分	団 体 名	
地 域	鳥取県公民館連合会	
職 域	鳥取県保険者協議会	
	鳥取県商工会議所連合会	
	鳥取県商工会連合会	
	鳥取産業保健推進連絡事務所	
	連合鳥取	
	鳥取労働局	
専門団体	日本健康運動指導士会	
	(社)鳥取県栄養士会	
	(社)鳥取県看護協会	
	(社)鳥取県医師会	
	(社)鳥取県歯科医師会	
	(社)鳥取県薬剤師会	
関係団体	鳥取県食生活改善推進員連絡協議会	
	(財)鳥取県生活衛生営業指導センター	
	鳥取県P T A協議会	
	鳥取県連合婦人会	
学 識	鳥取大学	
	鳥取短期大学	
行 政	市町村	東部圏域
		中部圏域
		西部圏域

9 鳥取県健康づくり文化創造プラン（第二次）策定の経過

時期	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	次期健康づくり文化創造プラン策定専門会議
平成24年 3月15日	<p>■健康づくり文化創造推進県民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行プランの最終評価 ・ 次期プラン骨子案の提示 	
7月19日		<p>■第1回次期プラン策定専門会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行プランの最終評価の報告 ・ 次期プラン骨子案の提示 ・ 指標の設定方法案の提示
8月23日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">8020運動推進協議会専門委員会 (次期プラン案を提示)</div>	
9月6日		<p>■第2回次期プラン策定専門会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の指摘事項の修正版提示 ・ 次期プランの素案の提示 ・ 数値目標案の提示
10月10日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">心といのちを守る県民運動 (次期プラン案を提示)</div>	
10月18日		<p>■第3回次期プラン策定専門会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の指摘事項の修正版提示 ・ 次期プラン最終案の決定
平成25年 1月24日 ～ 2月14日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">パブリックコメント</div>	
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">知事最終協議・知事決裁</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新プランの策定</div>	
3月28日	<p>■健康づくり文化創造推進県民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新プラン策定結果報告 	
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新プラン周知</div>	

※鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱第6条により、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の下に、専門的知識を有する者等で構成する次期健康づくり文化創造プラン策定専門会議を設置し、次期プランの最終案について検討した。

10 次期健康づくり文化創造プラン策定専門会議専門委員名簿

区 分	団 体 名		役職名	氏 名	備 考	
県民会議 委員	専門団体	日本健康運動指導士会	理 事	岡本 佳信		
県民会議 委員	専門団体	(社)鳥取県栄養士会	食のみやこ鳥取県 推進事業担当者	河本 順子		
県民会議 委員	専門団体	(社)鳥取県医師会	副会長	魚谷 純		
県民会議 委員	専門団体	一般社団法人鳥取県歯科医師会	理 事	倉繁 雅弘		
県民会議 委員	行 政	鳥取市	中央保健センター	主 任	松川 真由美	
県民会議 委員	行 政	市町村	北栄町	健康推進課	健康づくり推進室長	伊垢離 順紅
県民会議 委員	行 政		南部町	健康福祉課	課 長	伊藤 真
専門委員	学 識	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防 医学分野		准教授	尾崎 米厚	専門会長
専門委員	学 識	鳥取短期大学生生活学科		教 授	野津 あきこ	
専門委員	職 域	鳥取県保険者協議会		全国健康保険協会鳥 取支部統括リーダー	仲野 康弘	
専門委員	職 域	鳥取労働局		労働基準部 健康安全課長	西尾 克美	

鳥取県健康づくり文化創造プラン（第二次）

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
電 話 0857-26-7202
ファクシミリ 0857-26-8143
電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.jp